

第 1 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (1月21日) (金曜日)

開 会	6
開 議	6
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 議案第 1 号市有財産の無償貸付について	6
宮路市長提案理由説明	6
小園総務企画部長	6
山口初美さん	7
宮路市長	8
平田税務課長兼特別滞納整理課長	8
山口初美さん	8
宮路市長	9
山口初美さん	9
田畑純二君	9
宮路市長	10
松尾公裕君	10
宮路市長	11
松尾公裕君	11
宮路市長	11
長野瑛や子さん	12
銚之原商工観光課長	12
休 憩	13
銚之原商工観光課長	13
長野瑛や子さん	13
銚之原商工観光課長	13
長野瑛や子さん	13
銚之原商工観光課長	14
出水賢太郎君	14
宮路市長	15

花木千鶴さん	1 5
宮路市長	1 5
花木千鶴さん	1 6
銚之原商工観光課長	1 6
花木千鶴さん	1 6
宮路市長	1 6
漆島政人君	1 7
宮路市長	1 8
銚之原商工観光課長	1 8
漆島政人君	1 9
宮路市長	2 0
銚之原商工観光課長	2 0
漆島政人君	2 1
宮路市長	2 1
銚之原商工観光課長	2 1
漆島政人君	2 2
銚之原商工観光課長	2 2
黒田澄子さん	2 2
銚之原商工観光課長	2 2
黒田澄子さん	2 2
銚之原商工観光課長	2 3
黒田澄子さん	2 3
銚之原商工観光課長	2 3
佐藤彰矩君	2 3
銚之原商工観光課長	2 3
佐藤彰矩君	2 3
銚之原商工観光課長	2 3
佐藤彰矩君	2 3
宮路市長	2 3
西菌典子さん	2 4
銚之原商工観光課長	2 4
西菌典子さん	2 4

	銚之原商工観光課長	24
休	憩	24
	山口初美さん	25
	池満 渉君	25
日程第4	議案第2号平成22年度日置市一般会計補正予算(第10号)	26
	宮路市長提案理由説明	26
	田畑純二君	27
	瀬川農林水産課長	27
	銚之原商工観光課長	28
	上園哲生君	28
	瀬川農林水産課長	28
	上園哲生君	29
	瀬川農林水産課長	29
	長野瑳や子さん	29
	宮路市長	29
	瀬川農林水産課長	30
	花木千鶴さん	30
	宮路市長	31
	上園企画課長兼地域づくり課長	31
	銚之原商工観光課長	31
	大園健康保険課長	31
	花木千鶴さん	32
	大園健康保険課長	32
閉	会	33

第 1 号 (1 月 2 1 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第1号 市有財産の無償貸付について
日程第 4	議案第2号 平成22年度日置市一般会計補正予算（第10号）

本会議（1月21日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	小園義徳君
市民福祉部長	桜井健一君	産業建設部長	瀬戸口保君
教育次長	山之内修君	消防本部消防長	吉丸三郎君
東市来支所長	豊辻重弘君	日吉支所長	熊野一秋君
吹上支所長	井之上正人君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長兼地域づくり課長	上園博文君
税務課長兼特別滞納整理課長	平田敏文君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	有村芳文君	福祉課長	野崎博志君
青松園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
日置市診療所事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長 瀬川利英君
上下水道課長 宇田和久君
学校教育課長 肥田正和君
会計管理者 朴木義行君
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 久保啓昭君
教育総務課長 地頭所 浩君
社会教育課長 芝原八郎君
監査委員事務局長 石塚澄幸君

午前10時30分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

ただいまから平成23年第1回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、松尾公裕君、佐藤彰矩君を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

△日程第3 議案第1号市有財産の無償貸付について

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第1号市有財産の無償貸付についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第1号は、市有財産の無償貸付についてであります。

旧国民保養センター及び老人休養ホームの敷地に飲食、宿泊、公衆浴場、宴会等の事業の用に供する施設を設置することを条件とした市有財産使用貸借仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（小園義徳君）

それでは、議案第1号市有財産の無償貸付について補足説明を申し上げます。

まず、財産の種類は、土地及び温泉権であります。所在地等につきましては、所在地、地目、面積の順で申し上げます。日置市東市来町湯田字切通シ731番、公園、1万3,478㎡、日置市東市来町湯田蟹田700番3、公園、56㎡、いちき串木野市大里字和田2150番1、公園、199㎡、日置市東市来町湯田字八久保1950番2、鉱泉地、82.25㎡、日置市東市来町湯田字諏訪之原1991番1、鉱泉地、51㎡で両鉱泉地とも附属設備を含みます。

公園、計1万3,733㎡、鉱泉地、計133.25㎡、合計1万3,866.25㎡であります。

貸し付けの相手方は、日置市伊集院町妙円寺二丁目109番地7、株式会社ア・ライズ・株式会社ガストフ・坂本建設株式会社共同企業体であります。

貸付期限は平成53年3月31日までで、30年余りの貸付期間となります。

貸付条件としましては、飲食、宿泊、公衆浴場、宴会等の事業の用に供する施設を設置することです。

資料としまして、裏面をお開きください。

まず、株式会社ア・ライズの概要ですが、所在地が鹿児島市南郡元町6番16号、代表者は代表取締役四枝広行、設立年月日は平成

16年4月21日、従業員数が63人で、事業の目的としまして、(ア)の医療用機械の販売、リース及び管理から以下、(へ)まで掲げてございます。

次に、株式会社ガストフの概要でございますが、所在地が鹿児島市中央町5番地10号、代表者は代表取締役片平裕康、設立年月日は昭和29年4月28日、従業員数が65人で、事業の目的は、(ア)の旅人宿業から以下、(カ)まで掲げてございます。

次に、坂本建設株式会社の概要でございますが、所在地が鹿児島市西千石町3番15号、代表者は代表取締役諏訪園隆、設立年月日は昭和24年10月12日、従業員数が55人で、事業の目的は、(ア)の建設工事の請負並びに企画、設計、管理及びコンサルティング業務から、(コ)まで掲げてございます。

また、場所につきましては位置図をお開きください。

左下の位置に赤い点で示してございますのが、旧国民保養センター及び老人休養ホームでございます。ここから送湯管の合計は50ミリですが、既設の送湯管2,278mを緑で表示し、新設の送湯管486mと敷設がえ送湯管298mを赤で、既設の泉源及び新設泉源を表示してございます。

温泉につきましては、新設の泉源から既設の泉源に送り、さらに旧国民保養センター及び老人休養ホームまで送ることになります。

次のページになりますが、平面図に赤と緑と青で示してございますのが、地目公園で貸し付けをする3筆の部分でございます。また、点線で囲ってありますのが建物の建設予定地で、鉄骨づくり2,127.75m²となっております。また、その右側には既設の泉源及び新設の泉源を赤で示してございますが、貸し付けをする2筆の鉱泉地でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（山口初美さん）

私のほうから3点ほど質疑をいたします。

まず、この案件の市有財産、市民の貴重な財産でございます。その土地の固定資産評価価格を伺います。

それから、固定資産税額についてもお知らせ願います。また、建てられる建物の固定資産税は幾らと見込んでおられるのか、それが1点目です。

次に、私は、この今地方自治体をめぐる現在の政治、市民の暮らし、地域経済の苦しい状況のもとで、今ほど地方自治体らしい適切な政策が強く求められていることはないと思っております。そこで私もこの議案について、多くの市民の方々にできる限りご意見を伺ってみました。先ほどここに至る経過、簡単に説明がありましたけれども、ここで改めて市長にお伺いしたいと思っておりますが、この事案についての内部での検討や論議の経過、また市民の皆さんに、このことをどのように意見を聞き、どのような意見が寄せられたのか、アンケートなどとられたのか、その点を伺いたいと思っております。

また、これまでに、ほかにもこのような特定の企業に無償で貸し付けるような例があったのか、その点についても、市民の皆さんが納得がいくようにこの場で詳しくご説明をお願いしたいと思います。

そして3点目は、この議案のそもそも論の原点には、地方行革の一つとして、指定管理者制度がございます。今回の議案については、指定管理者制度以上の民間への丸投げではないかというような市民の声があります。この指定管理者制度については、昨年12月の末に総務省が通達を出しました。この指定管理者制度がコスト削減のための一つの手段と

なっており、雇用条件の悪化などが大変大きな問題があるということで、総務省が通達を出されたのでございますが、この通達を市長はどのように受けとめられて検討されたのか。

この3つの点について伺います。

○市長（宮路高光君）

この施設は、もう築40年を経過したということもございまして、特に合併したときにおきまして今後どう運営していくのか、こういう論議がございまして、その中におきまして私どもはとりあえず指定管理者という制度をとりまして、株式会社イシタケのほうに指定管理者制度で一応お願いをしたわけでございます。

そういう中におきまして、今後やはりこの江口浜荘をどうするかという「あり方検討委員会」を学識経験者、地域の皆様方も入って検討をいたしました。特に地域審議会というそういう審議の名のご意見をいただく会の中におきましては、どうしても残してほしい、市で直営してほしい、そういうご意見もたくさん寄せられました。そういう中におきまして、特に「あり方検討委員会」におきまして、指定管理者をしておりましてけど、やはり今後の経営、大変市のほうでまた指定管理者制度自体、またこの40年築老朽化、耐震化、こういうもろもろを含めて、やはり民活をやっていたほうが良いというそういう答申もいただきました。

そういうことを踏まえながら、また、地域審議会等にもおきまして、私ども今こういう計画を含めた中におきまして、審議会等にも説明をさせていただきまして、議会のほうにも今までも経過等につきましては、もう十分ご理解しているというふうに思っております、今回このように土地と泉源を無償貸し付けをすると、そういう形の中で民活の力をいただきながら、また一つの観光のスポットとしても、また十分生かされるという形を考え

ております。無償貸付という形しておりますけど、今後やはり経営体という部分がございますので、市といたしましても、幾ばくかの関与をしながら、やはりこれがどういうふうにして運営されていくのか、そういうことは十分、企業体の皆様方とも十分打ち合わせをしながら、今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

固定資産等につきましては担当のほうで説明させます。

○税務課長兼特別滞納整理課長（平田敏文君）

課税につきましては、土地の所有者は市であるため、地方税法第348条の規定により固定資産税は非課税となりますが、仮に評価課税した場合の積算例としまして、それぞれの地番ごとに申し上げますと、湯田731番地、これ宅地で評価した場合1万3,478m²ですが、評価額が5,206万5,514円、税額相当にしますと43万7,350円、湯田700番地3、雑種地で評価した場合、56m²、評価額が1,624円、税額相当が22円、湯田1950番地2、鉱泉地と宅地で評価した場合、82.25m²、評価額が157万6,607円、税額相当にしますと1万7,275円、4番目が湯田1991番地1、鉱泉地と宅地で評価した場合、51m²、評価額が161万8,580円、税額相当にしますと1万9,644円となり、評価額の合計が5,526万2,325円、税額相当が47万4,291円となります。

次に、家屋の件でございますが、市内の類似施設等の単価を参考に算出いたしますと、面積が2,129.65m²ということで約360万円程度の税額相当になると試算しております。

以上でございます。

○2番（山口初美さん）

答弁いただきましたけれども、市の財政は

大変厳しいということをいつも口ぐせのように市長も言っておられるわけですが、少しでもやはり市の財政を潤すような方向で、やはりこの土地を活用するというようなことは検討されなかったのかどうかについて再度伺いたいと思いますが、その固定資産税は向こう30年間入ってくるわけですよ、所有権が移れば。そういうこととか、市民は本当にこう、「ええ、ただで貸せつくるつとや」ちゅうような、そういうことがあるということにやっぱりびっくりしたりするわけですが、なかなか理解を得られないというような点もあったわけですが。

それと、先ほど、建物が建った場合に、固定資産税が幾らあるというふうに見込んでいるのかっていう点には答えられなかったので、再度またお答えいただきたいと思います。

（「答えた」と呼ぶ者あり）答えましたけ。ごめんなさい。はい、わかりました。済みません。

じゃ、今申し上げました、その点についてお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

さっき、ちょっと答弁漏れでございまして、こういうこと今まで前例があったかということでございますけど、北保育園を民間委託したときにおきましても、土地のほうを含めまして貸し付けを無料でやっております。

今ご指摘ございましたとおり、この土地の活用ということで、もし私どもこういう形がなければ恐らくもう更地にして、もう市が関与していかなければ、恐らくこういう活性化策というのはなかったと思っております。

おっしゃいますとおり、今、税額にして40何万円という部分がありますけど、やはりお互いに、市も、それぞれの業者も、ある程度のいい部分をとっていかなければ、一方的に無償貸し付けをして、このことが市民のためになってないと、そういうことを言われ

たと思っておりますけど、そうであればこういう計画自体も成り立ってこないと。

私どもは、やはり、観光スポットを含め、今まであった、皆様方が、市民が利用したい、そういうことも十分配慮した中におきまして、とりあえず土地等につきましては、無償貸し付けをし、固定資産につきましてはある程度の、今さっき350万円程度と、これ建物評価をもう一回してみなきやわからないこととございますけど、そういうことも配慮、また雇用、また地域の材料、そういうものも大きな波及効果を持ってくると、そういうこととございますので、やはり市民の皆様方にはそういうご理解をしていただきながら、私、今回の本会議のこの提案をしたわけでございますので、議会の皆様方も理解してほしいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

今お答えいただきましたけど、市民にとっては、市民の貴重な財産であるものをもっと、無償で貸し付けるというのではなくて、少しでも有償で貸し付けるとか、また売却するとか、更地のままであればそのまま市民に有効に使えるような方法を考えるとか、そういう声もあったことを紹介したいと思います。土地を無償で30年間も貸すということは、もうただでくれてやるようなものではないかというような声もありました。

先ほど、経済波及効果なども期待しているとの市長の声がありましたけれども、うまくいけば、そういう効果も十分考えられるわけですが、もしうまくいかなかった場合は、本当にやはりいろいろな問題がまた後から出てくるということが予測されるということをおっしゃって、一応ここで私からの質疑は終わりたいと思います。

○14番（田畑純二君）

関連してなんですけど、市民の皆さん関心があるし、ちょっとよく聞かれるもんですか

ら、あえてこの場で質疑いたしますけど、先ほどの、この契約書では平成24年3月末日までにホテル事業用の供する建物を設置し、遅滞なくホテル事業を開始しなきゃならないという契約ですよ。ほいで、平成24年9月末と、新たな期限は平成24年9月末日を越えてはならないと。この新しい建物の建設予定はいつごろから着工して、実際に使用できる、いつごろの予定されているのか、それまずちょっと確認していただきたい。

それと、市民の皆さんは非常にあそこに関心があられて、内容はどういう内容で、どういふことをするのかと聞かれますんで、それは市民の皆さんに、どういう広報の仕方をいつごろからどのようにしてする予定なのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい。

以上。

○市長（宮路高光君）

今、仮契約ということで、これ、議会の議決いけば本契約という形に、この契約書が実行されるわけございまして、この建物の建設に当たっては約7カ月から8カ月程度かかるということでございまして、即着工いたしましても約9月末が着工の終了という予定になるかというふうに思っております。このことにつきましては、今までもご説明したとおり、宴会を100人程度、また宿泊を含めた五、六十人以上という、また温泉、こういうものが3つの大きなメニューの中でという条件を公募するときに出しておりますので、そういうものをクリアしていただくというのが、第一条件でございます。

市民の皆様方には、また、ちょっと時期を待ちながら、進捗を見ながら、いつオープンできるということは、きちっと私どものほうも広報を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに。

○19番（松尾公裕君）

ただいま田畑議員のほうから質問がございましたけど、私もこのホテルの建築義務等について、第6条のところがひっかかっておったわけでありましてけれども、9月末あたりには、工事を終了するというごさいませけれども、オープンがこれいつになるのか、これちょっとわかりませけれども、その後、近々あるだろうと思ひますけれども、やはりこの今回のこの計画について、いろいろ議会の中で、全協あたりでは4月にオープンとか7月オープンとか、ずっと言ってきたわけですよ。ところが、9月、へたすると10月になってしまうというごさいませけれども、私は、こういう面では、少し事業の関係はおくれたのではないのかなと。アスベストの問題もありますけれども、しかし、やっぱり地域住民は大変このオープンを、新しいこの施設を待っておるわけでありまして、今までやはり市来のほう行ったり、あるいは伊集院に行ったりして、地元にないもんですから、そういうことが連続であったわけでありまして、地元は非常に期待をしております。

ですから、まず私はこのオープンの時期、これをぜひ、9月末が終わるとすれば、早目にやっていただきたいと思っております。ここを少し明確に、もし今答えればお願いをしたいと思っております。

それともう一つ、私は地域の体協長もやっておりますので、この指定用途の第3条の3項のところに、屋内レクリエーション施設こけけドームの利用者には利用させるよう、必要な便宜を図るということでございまして、実は、グラウンドゴルフ協会のほうから、グラウンドゴルフは200人とかあるいは250人とか大変たくさん集まると、で、どうしても駐車場がオーバーして江口浜を使わなければならないということが今までもあって、いろいろこう問題もあったこともあった

ということでありまして。それで、これもやはりグラウンドゴルフ場の駐車場がオーバーしたら、こっちのほうも貸してやるというような便宜を図っていただければ非常にありがたいことだと思っておりますけれども、その2点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、建物の工期の中におきまして、9月末という部分でございますけど、これもやはりこの期間中、雨があたり何があつたり、ちょっとわからない部分でございますので、私も今の計画の中では9月末ということをして、完成したらすぐオープンができるような体制をしていかなきゃならない、オープンが体制できる形をするには、やはり早い時期にやはり申し込み、そういう状況もやはり並行して、それぞれ募集も図らなきゃならないのかなど。やはりまだちょっと進捗を見ていかなければ、この最終的なオープンの日にちというのは、決定はちょっと難しいというふうに思っておりますけど、なるべく早く、完成と同時にオープンできるよう、また共同体の皆様方と今後も十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

また、今ご指摘ございました、関連いたしまして、こけけドームそれとグラウンドゴルフ場でございます。駐車場の共有する部分もでございます。今の管理の中におきましては、こけけドーム、グラウンドゴルフにおきましては、市の管理の中でございますけど、今後やはり一体化する中におきまして、この施設等もどうしていくのか、十分検討していかなきゃならないというふうに思っております。特に、こういう多い中におきまして、特に輸送といいますか、限られた駐車場でございますので、運動公園等にも駐車場はいっぱいございますので、そこあたりの大会するときにつきましては、バス等でピストンしたり、いろんな工夫があると思っております。駐車場も

限られた施設でございますので、ここあたりは十分工夫しながら、今後この施設の活用というものは十分やっていきたいというふうに考えております。

○19番（松尾公裕君）

駐車場については、工夫をしていくということでございますが、そのグラウンドゴルフについては、多い大会は年に五、六回だという程度でありますので、それは業者と、江口浜荘の請負業者とのその話し合いによって、できればそのことは進めていただきたいなと、そこを、できれば口添えをしていただければなどと思っております。

それと、もう一つは、ホテルの建築のことではありますが、完成が多分10月初めか半ばというふうになるだろうと思っておりますが、実は、そのオープンに合わせて還暦同窓会、東市来中学校、これ350人ばっかおるそうですが、約百五、六十人ぐらひは集まると思っておりますけれども、この方々がここをオープンに合わせて使いたいと願っておりますので、そのことは連絡をしてあるかと思っておりますが、そこら辺についての特にいろいろお話もあつたらうと思っておりますけれども、オープンをできるだけ、そのことも含めて、早目のオープンをお願いしたいと思っております。

以上です。答弁をひとつ。

○市長（宮路高光君）

今、そういう話もあちこちでお聞きしております。さっき言いましたように、事前にこの進捗状況の中において、恐らく夏、その前にはそういう開始をしていかなければならない。ただオープンしてから、そういう募集等図ってみても、閑散ではどうしようもないということでございますので、建築の進捗状況の中で、いつの時点で、そういう募集等図ると、そういうものもある程度の方向性はわかってくると思っておりますので、なるべく早い形の中で募集等をしながら、オープンした

ら毎日満杯でなるような形で、皆さん方もこの利用状況ということにおきまして、私どもを含めまして、やはり協力していくべきであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○18番（長野瑳や子さん）

二、三点お尋ねいたします。

まず、3社の経営の状況がここに載せてありますけど、決算状況、直近の、そういうのがちょっと見当たらないんですけども、貸付条件に沿うたから決められたと思うんですけども、その直近の経営状況、3社の。

あと、この事業計画においての3社の位置づけっていうんですか、ここあたり、まあ、以前指定管理になって、ほかの経営等も一緒にしてて、そこがつぶれたら公衆浴場もだめになったちゅう例もありますので、こういう多角的な経営をされてるんだったら今後のこの経営において、3社が入れば当然別個になっていくものか、そこあたりがどうなのか、知られている範囲でお聞きします。

あと、契約の分ですが、契約書、この中で「第3条、公衆浴場」とありますが、この答申には6月議会から出てますけども、敷設がえ新設の送湯管、これ直径が50mmですけども、これは延長は約700m以上あるんですけど、こういう投資を7,000万円ぐらいしてますけども、公衆浴場とありますけども、普通、宴会をしなくても、一般市民が利用できる状況になるのか、この辺ですね。

あと、この契約書の中で14条、25年3月末までは甲の責任だと。でもその後はどうなるのか、この辺の維持管理、この辺がどうなるのかがうたってないんですけども、ここあたりがどうなるのか。

あと、15条の2、ここは決算書等もやは

り私は、事業年度が終了後は必要と認めるときは、書いてありますけど、これは当然利用状況等も把握するべきだと思うんですが、ここあたりの文言はどうか、決算書の提出ですね。

あと、16条の3項、「貸借期間中はいつでもこの契約の全部または一部を解除することができる。」乙。この「いつでも」っていうのが、やはり30年間貸す、また投資を7,000万円以上、送湯管についてはその他もろもろ相当注ぎ込んでいると思うんですけども、いつでもこの契約の全部または一部解除、ここあたりの文言が、非常に理解がしにくいんですけども、これはどういうものなのか、お尋ねします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

ご質問の回答が順不動になるかもしれませんが、先ほどご質問のありました14条の維持管理についてでございますが、維持管理につきましては契約の13条第1項でございますけれども、共同企業体は貸借物件の維持管理に努めなければならないと。その6項のところには、維持管理に要する費用はすべて共同企業体の負担とし、市に対し、その償還等の請求をすることができないということで、維持管理につきましては共同企業体のほうの負担になります。

それから、16条第3項の「いつでも解約できる。」ということでございますが、まあ、いつでも解約できるわけでございますけれども、解約する場合には契約は終了ということで、共同企業体のほうにつきましては、建物を撤去してもとの更地に戻すという条件がございますので、その条件を前提として、相手のほうがどうしても事情があつてという場合には、その解体費用もすべて共同企業体のほうで負担していただくということでの、解除ということもございます。

例えば、ケースとしては少ないかもしれま

せんけれども、共同企業体のほうが市の土地をもう買い取りたいということがあった場合でも、その場合には、例えば20年間たつて経営がうまくいって、もう買い取りたいんだということがもし申し出があった場合には、その場合でも、この契約自体は30年の使用貸借契約というのは一たん終了しまして、そのまた売買なりってというようなことにもなってきます。その場合には、こういったことで共同企業体のほうからも解除できるという規定を入れているところでございます。

それから、15条の2の決算書等の報告、これについてはご指摘のとおりだと思いますので、今後共同企業体のほうと協議する中で、決算書そういったものについての要求っていうのも、当然市のほうから要請したいというふうに思っております。

それから、公衆浴場については、宴会等に限らず、一般の、いわゆる入浴のお客様も利用できるということでの計画でございます。

経営状況につきましては、手元に資料がございますけれども、ちょっとお時間いただきまして今ちょっと確認します。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（成田 浩君）

暫時休憩をいたします。次の会議を11時15分から開会をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

先ほどのご質問の決算状況でございますけれども、共同企業体のア・ライズにつきまして、売上高が1億4,247万7,683円、それから当期純利益が374万2,028円でございます。次に、ガストフでございますが、売上高が3億1,109万7,821円、

当期純利益が1,598万7,984円。坂本建設でございますが、売上高が21億1,038万7,443円、当期純利益でございますが1,226万3,334円でございます。

なお、このホテル事業に対します出資につきましては、ア・ライズの100%出資でございます。

以上でございます。

○18番（長野瑛や子さん）

3社の、今聞けば純利益は出てますので安心はしますけれども、この3社の位置づけっていうんですか、これは出資はどうか、3社の。ア・ライズ、今100%って言われましたね。そしたら、今後、経営の方針っていうんですか、この2社は出資をしなくてどのようにかかわっていくのか、これはどうなっておるんですか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

共同企業体の代表がア・ライズでございます。それから、ガストフというのがホテルの業種をされております。ホテルの経営に関しての参画ということでございます。それから、坂本建設につきましては、建設業が主でございますので、今回の建物の建設、それから場合によっては後々の営繕というようなことも考えられると思います。そういったことで3社の共同企業体による、それぞれの専門を生かした共同経営をされるということでございます。

○18番（長野瑛や子さん）

当然事業計画も出てると思うんですけども、その事業計画のやはり一年一年を注視してやっていたらいいと思います。

あと、契約書の、先ほどの16条の3項、この「いつでも」っていうのは、いいほうに向かえば買い取りとか、そういうときにはいつでも解約できるっていうこともありますけれども、勝手なことはないと思うんですけども、

経営不振に陥ったときが、そういうときも考えたら、やはり「いつでも」っていう言葉が非常に気になるんですけども、ここあたりを、「必要な場合は」とか、「やむを得ない場合は」とか、そこあたりがいいんじゃないかなと思うんですけども、この件と、どう思われるのか。

あと、この契約書の中に、以前同僚議員がおっしゃいましたが、やはり建物は相手方ですけども、土地はうちが無償で貸し付ける。これには、先ほども言いましたけど、投資は7,000万円以上ですよ。送湯管をずっと敷きましたので、やはりここあたりは価値的には、私は、投資をしてるから非常にあるもんだと思いますけども、この土地があって建物が建つんですけど、もしも相手が、当然融資を受けられると思うんですけど、その建物の抵当権、そういうものも、建てた場合、その土地は当然どうなるかなって心配になりますけども、ここあたりは何も契約書にうたっていないんですけども、今後はこれをどう取り扱われるのか、お尋ねします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

契約の条文の言い回しにつきましては、「やむを得ない」というのがふさわしいんじゃないかと、あるいは「いつでも」というのはちょっとふさわしくないと、それぞれあるかと思えますけども、市の立場のほうからも公用・公共用の場合には、解約・解除するというのもございますので、お互いの権利として、今回こういった形での表記をしているところでございます。

それから、建物の抵当権が入るということ、まあ、当然入るとは思いますけれども、今回の業務につきましては、その30年の貸し付けを前提としたその業務に対しての金融機関も貸し付けをしてございます。そういったことで、市があるいは相手のほうからそれぞれに契約期間満了前に解除するという場合には、

先ほど申し上げたように、当然にその撤去の費用とか大きな費用負担が生じるわけでございますので、それを現実的に、そういった費用と負担との兼ね合いでどういうふうにするかということもございますし、この条項から、契約の上からはあくまでも終了する場合には撤去というのは、これはもう契約のほうでうたってございますので、満了した場合でも、もうその後しない場合は撤去ですし、あるいは途中で解約する場合にも撤去していただくと。負担については、共同企業体のほうの負担ということになります。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに。

○4番（出水賢太郎君）

契約書の第15条、実地調査等のこの項目についてお伺いをいたします。

先ほど市長のほうで答弁で、ある程度その運営についての市の関与をしていかなければならないというふうにおっしゃったわけですが、あくまでもこの15条の書類関係とか調査、これは土地の貸借に対する契約に対する中で土地の権利とか利用状況に関する調査ですよ。で、恐らく、市長が言われたのは、今のやりとりもありましたが、運営状況だったり、決算だったり、利用状況だったり、そういったところの関与をどうするかという話だったと思うんですが、この契約とは恐らく別問題になってくるんだと思います。ただ、指定管理者制度とは違って完全な民設民営でやる制度ですから、どこまで民間のそのやり方に対して行政が踏み込んでいけるのかというのは、これは法律上もどこまで認められるかといったら、ない話なんです。ということは、業者さんと行政側との新たな覚書なり、そういう信義則に基づいた約束事がない限りは、こういった市の関与というのはできないと思うんですが、その辺の方針というのを市

長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

土地につきましては、これが契約でこのとおり行きますけど、さきも申しあげました運営上の中におきまして、やはり施設につきまして、私どもの関連するといいますか、特に運動総合公園を含めた利用状況を含めて、今、ア・ライズの社長さんとは、年1回、2回は、そういう情報交換をきちっとして、やはり活用策をみんなで図っていこうという、そういう話をしておりますので、これとは別途にやはり運営審議会がいいのかわかりませんが、まだ十分利用状況を含めた中でこの賃貸の、この契約者別途にそういうものを結びながら、やはりよりよい活用策といいますか、利用していただくことが大事でございますし、私どももやはり、決算といいますか、貸し付けている以上はどうあるのか、法的な根拠はないんですけど、それは新市の中でそういうものを設立しながら、今後私どももやはり注視ちゅうか、見守るといいますか、協力すると、そういう気持ちの中でやっていきたいというふうに社長とは話をしております。

○議長（成田 浩君）

ほかにありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

ちょっとお尋ねします。

まず、先ほど市の土地を無償で貸し付けている件について保育園のことがありました。保育園というのは、もうすべて市の事業の委託でありますので、市の委託事業をとり行う施設と、このような場合は少し事情が違うわけですね。少しじゃなくて大変違うのかもしれない。それは同じようには考えられないところが今回の難しいところだろうと思います。

それでお尋ねするわけですが、先ほど来少しずつ出てはいますけれども、ストレートにこの間の議会の全協の中でもあったときに、破産した場合の話が出ています。

市の土地の上に破産した建物があったとした場合に、担保の話もあった場合に、それは競売とかに、最悪の場合、順調にいかなかったこと考えなければなりません。で、そうなったときに、ここではいろんな賃貸等の件も書いてあって、貸し付ける相手はこうでなければならないと明記されてますが、しかしながら、競売にかかったときに思いもよらぬ、相手方がその権利を売ることになったとかという場合には、さてそれはどうすればいいのかということが、率直に考えることだと思うんですが、それらの問題については、この中では出てこない。契約は市長の専権事項でありますので、私たちは細かくは、まあ、あれですが、ただこの契約に関していろいろ見ますとき、そういうようなものが見えてこないんだけど、市の公有財産の管理規則の中には、貸し付けの場合では、有償貸し付けの場合は連帯保証人等の明記が、まあ、なっていたりします。

そして、今回は無償での貸し付けだったりするわけですが、こういった場合でのことを想定したのが、この管理規則の中とはちょっと整合性合わないと思うんですけど、今言ったようにこの所有権が途中でそういった、破産して競売にかかるというようなことになったりするの、どのように担保するのか、そこら辺の説明を少しだけいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

山口議員の答弁の中で、さっき保育園の問題につきましては、建物は無償でしたけど、土地については約月額2万円程度有料という形にしておる、これ訂正させていただきたいと思っております。

今、花木議員の中におきまして、特に破産とか、そういうものが出てくる可能性ということはありません。その中で基本的には、17条、18条、原状回復とか損害賠償、こういうものはしますけども、破産した中でど

うなのかということでございますので、今回の場合は企業体ということで、まあ、ア・ライズもございますけど、それぞれ今回ガストフ、坂本建設、こういう方々も一つの売買契約書の中に入っておりますので、ここあたりのそういうときにつきましては、まだいろいろと弁護士等も十分、入っていただきまして、どうしていけばいいのか、そのときに十分考えていかなきゃならない。なるべくそうならない形の中で、ちょっとさきも申し上げましたとおり、私どもも注視といいますか、年に1回、それぞれのこの決算状況を含め、また利用状況を含め、そういうことの努力をしていくべきであることじゃないかなというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

出水議員のほうからもありましたけれども、それぞれの運営委員と市が土地を貸す問題等については、いろいろ制約もあることでしょし、越えてはならない一線もあるかと思いますが、ただ、いろんな意味でその運営協議会等々をこれまで公共施設ではやりましたが、今回できるのであれば、いろんな意味でやっていかなければ、市の大事な財産の上にあるわけですので、その辺は前向きに検討していただかねばならない点だと思います。

で、それともう一つは、30年間の契約というような土地については条例規則の中では30年間、土地については定められています。そういった意味では30年の貸し付けは妥当なんだろうと思いますが、これまでのいろんな貸し付けであったり、契約する場合に最大限の期限が5年もしくは20年、30年と規定されていても、その間、契約変更というか、見直しの契約を1年ごとにやったりする場合があります。指定管理者制度は5年、今回やりました。で、それまで3年半というのがある中でも、1年ごとに更新を契約していくのがあります。それについては、今回

30年とは規定されていますが、そういう見直し更新みたいな感じのところでは、どんなふうにそれは規定されているのかをお尋ねいたします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

今、ご指摘のありましたような見直しというのは、今のこの契約に関しては想定しておりません。

○8番（花木千鶴さん）

はっきりさせてください。お尋ねの仕方がまずかったのかもしれないけれども、30年間という最大限の期限はわかりました。しかし、その間一度も契約を、契約の見直して言わないんですかね、指定管理者制度は3年半後、例えばしたときに1年ごとに契約を、契約し直したという言い方じゃなくて、更新を一年一年、上限はあっても、一年一年の更新しますよね。それは、今回ないのかということなんです。30年間も契約してしまうと、一度もその間での更新ていうのはもうないのか、ということなんです。指定管理者制度ではたしか一年一年ていうのがあったかと思います。その辺はどうなんですか。

○市長（宮路高光君）

今回の場合と、若干指定管理者、指定管理の場合は運営経営という形の中でございますので、収支を含めて5年、3年ということにしておりますけど、やはりこの収支の状況をきちっと指定管理者で運営と、本件は土地でございます、この土地の中では30年という契約といいますか、そういう中でこれ、毎年見直していくかということやはり相手にとっても、やはり一つの長期的な展望の中で経営をしていかなきゃならないというふうに思っております。

さきも申し上げましたとおり、この土地の問題とは別途に、私、その運営形態、こういうものはやはり毎年意見交換をさせていただきながら、収支を含め、利用状況、経営体、

こういうものがどうなっているのか、こういうものもきちっと報告をし、また私どもに報告するだけでなく、そういう協議会、運営委員会、ちょっとわかりませんが、そういうものをつくりながら、また議会のほうにもやはりそういう報告、そういうものは毎年、私はしていくべきであるというふうに思っておりますし、そのようにしていきたいというふうに思います。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○12番（漆島政人君）

私は、土地と温泉権を貸して、民間の方にホテル事業をやっていただく、この方向性については賛成です。したがって、当然この事業が順調に推移していくように市としても、協力していくことは当然のことだと思います。

しかし、この貸借期間が30年で非常に長いです。また、この貸借契約の相手が共同企業体と、一般的に例を見ない異例的なケースですよね。

それともう一つ、このホテル事業がうまくいくかどうか非常に、日本経済を初め、地方の経済・景気、非常に不透明というより不安要素が非常に高い方向にあります。そうした中で、問題なくいければいいんですけど、そこで幾つかちょっとお尋ねします。

まず初めに、この共同企業体との貸借契約、この場合、私はいろいろ調べてみたんですけど、組合団体との契約と同じような考え方になるのかなと、そういうふうには理解するんですけど、仮に1社でも破産、あと、会社更生法の申請、そういった場合が発生した場合は、この契約はリセットされるのか、それとも残った企業がそのままその契約を引き継いでいくことになるのか、そこをまず1点です。

それとあと、先ほど8番議員のほうからお尋ねがありました、破産したとき、契約者が破産したときのその後の問題です。

例えば、市の土地にその破産した、したがって、契約外の方の所有者がその建物を所有するようなことになるという例がどうなのかなと。一般的に民法上は破産した場合は管財人が立って、その債権者の方々の中で優先順位を決めて、残った財産を配分していく。そうなったときに、市としては、土地を持っている、貸している市としては、その中で優先順位として高ければいいです。また、破産した段階で契約が終了するわけですので、この契約の中である第17条の適用が、原状回復しなさいよという、これ、まず優先して適用されるのであれば、問題はないと思います。

しかし、それがどうなのかな。

当然、銀行屋さんあたりが先に強いじゃないかと、そうなった場合所有権の違う人が、契約外の人のがのったときに、そうなった場合に市としては非常に不利な状況になるわけですけど、その辺がどうなるのかな。

あともう一つ、経営不振が出てきた、あと、指定用途の変更を、経営がうまくいかないために指定用途の変更をしようとした。しかし、その変更申請について、市としてはどうしても住民利益にかなわないから、それは認めないよ、とそういった状況が起きたとか、あと経営不振でもう続けるよりいつか休止したほうがいいと、そういう状況が発生したときに、その営業自体をいつか中止するような事態が発生したと、その場合はどういったふうになるのかな、そこです。

それとあと、第13条の5項、何か相手がいろいろ今、火災かれこれいろいろ財産の消失をしたようなときに、市のほうで損害の立てかえ、そういった条項がちょっと書いてあるわけですけど、民法とはそういうことまでしないといけない、なぜこういう、あれがあるのか、どういったときにこのケースは考えられるのか、私個人的に考えれば、別に、こういうことをすること自体は逆に混乱を招く

要因になるから、別に立てかえで補償するようなことはする必要はないんじゃないかと思うんですけど、そこはこういったケースの場合に想定されるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今この3社の中におきまして、破産したということはどう、これが終わるのかということでございますけど、それぞれこういう連帯保証人、1社の中におきましても、いろんな契約の中、破産しても次の方が引き継ぎまして最後までこの3社のほうの、1社出しても後は2社でしていく、もしやったら1社になる、そういう方向に私はこの契約の中で、3社、共同体ということであるというふうに思っております。

また、今、特にさっき言いましたけど、共同体という考え方の中で、お互いが共同体のあり方というのは、お互いに対等に出資をしてやるのが共同体なんですけど、さっき言いました共同体のこのあり方というのが、さっき言いましたように経営という建設、建設には坂本建設が携わる、また、ホテルていいますか、宿泊につきましては、ガストフがすると。さっき言いましたように、これは鹿児島銀行ですけど、銀行はこの坂本建設にもガストフにも貸しておりません。ア・ライズ1本に貸しております。基本的にはア・ライズということで、要するに5億円程度のお金を貸したのはア・ライズのほうが借入れをすると、基本的にはそういう部分で、今回のはちょっと珍しいわけでございますけど、そういう共同体というものは珍しいわけでございますけど、主体的にはア・ライズのほうが経営の中で今後やっていくということでございます。

ちょっと中身についても二、三、条項的には課長のほうから説明をさせます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

金融機関が当然融資してまして、破産して

経営が続けられないという場合にどうなるかということでございますが、おっしゃいましたようにいろいろ管財人がいらっしやいまして、債務に応じてというようなこともあると思います。ただ、一番大きな債務は恐らく金融機関が持つであろうと。で、金融機関はこの債務を、取り戻すといえますか、するための一番考えられる方法としては、その建物を生かして別の方が買う、買っていただくというようなことが考えられるわけでございます。その場合に、市としては当然この契約が終わるわけでございますので、このホテル事業について、続けていただくようなところがあるという前提であれば、この前の破産した場合の建物は残してもいいと、特別に認めた場合というのはこういったことでございますので、その辺の話し合いというのを金融機関、それから後を購入したいというような会社、そういったところと、また市、そういった3者のほうでの話し合いがうまくいくようであれば建物は残して、さらに事業もしていただくということも当然想定したものでございます。

それから、営業を中止したと、ある一定期間都合があって、なかなか営業を続けることが困難になったという場合にどうするのかというようなことで、この点については、当然この条文の中に具体的なこと書いてございませんので、甲乙協議というところの部分でございますけれども、例えば、休む期間が1カ月ぐらいというようなことをもって、契約の不履行ということまで求めるのか、その辺は当然ケース・バイ・ケースでございますけれども、相手のほうの、またそういった事情を市のほうとしても受ける中で、先ほど申し上げた甲乙協議の中での解決を見出すということになります。

それから、13条の損害賠償のところでございますけれども、この損害賠償につきまし

ては、ホテルの利用者が損害を負った場合に当然、その事業者である共同企業体のほうが損害賠償の補償をするわけですが、相手の被害を受けられた方が、ここは市の土地で貸した上で事業されてるというようなことで、例えば共同企業体のほうの支払いがおくるとか、あるいはそこと交渉がうまくいかない、その場合、市のほうにもう請求するというようなことがあった場合に、市としては、本来、求償すべきじゃございませんので、もしそうした場合に、市が、求償した場合には相手のほうに求償するということが5項の規定でございます。

以上でございます。

○12番（漆島政人君）

まず1点ほど、一つずつお尋ねします。

なぜ、こういう細かいことを言うかといいますと、事前に皆さん方もご承知のとおり、国保事業のUSBメモリーの紛失事件がありました。これによって、損害関係、かれこれ具体的に契約の中ではっきりしてなかったがゆえに、この部分が非常に不透明な状況でおさまったことは皆さんもご承知だと思います。そのことを考えれば、いろんなことを想定して契約というのはやっていかないと、経営ちゅうのは成り立たない。したがって、こういう細かいことを申し上げるわけです。

そこで、共同企業体の場合は1社が、仮にア・ライズが倒産した場合、100%出資してるア・ライズが倒産した場合に、ほかの2社がその責任を負うんだということだったんですけど、そのことは、例えば私がそのほかの2社であれば、どうだろうかと思うんですけど、そこはきちんと契約の中であとの2社も認識されてることなのか、法的にもきちんと民法上もそこまでの責任はあるのか、もう1回そこお尋ねいたします。

あと、課長の答弁の中で、倒産した場合は銀行屋さんあたりが、まず取るだろうと、そ

してほかのところに売ると、売った場合に所有権が当然かわりますよね、そのときはその3社をもって協議をするということでした。そういう答弁じゃなかったですか。となった場合に、それがそうなった場合はもうすべて契約に対する協議ちゅうのは白紙の状態ですよ、白紙の状態だったらいいけど、白紙の状態で協議するんだったらいいけど、もう既に市の土地に民間の施設が乗っかってるわけですから、こっちとしては当然交渉的には厳しくなります。当然また指定用途の変更というのは、大いに出てくる可能性は高いわけです。そうなった場合に、まず日置市とすれば、破産がした時点でこの建物については、優先順位として日置市に先に移りますよというのでもあれば、問題はないです。これがほかの人に移れば、どういう人に移るかわからないわけですよ。そしてまた、どういう事業をするかもわからないわけです。それを協議で決めると、そんな甘いものじゃないと。だから、ここは明確に日置市の不利にならないような、きちんとした約束事をしておかないといけないんじゃないかと思いますが、そのことについてはどうなのか。

あと、事業を一時的に中止した場合、これについては2社での甲乙協議によって方向性を見出していく、そういった趣旨の、課長、答弁でしたよね。それが成り立つのか。それが成り立つような状況に、私はないと思います。事業を一たん中止するというのは、現経営的にも後の見通しとしても非常に厳しい状況だから、このことも契約の中でしっかりうたっておかないと問題が起きるんじゃないか、事業を一たん中止するというようなことは十分考えられるわけですよ、いつか休止すると。これについては、最初の契約の中できちんとやっておくべきじゃないかと思いますが、そのことについてはどうなのか。

あと、13条の5項、これについては大体、

共同企業体のその会社が損害を受けた先に対しては補償するのが当然だということですが、先ほどの答弁では補償等がおくれたときに市のほうで、市が貸して事業やってんだから市のほうでしてくれよとなれば、補償等がおくれるということは、事務手続上じゃなくして、財政上の問題が当然先にあると思います。そういう状況で市が負担するようなことがあるのか、そうであったらやっぱり必ず混乱が発生しますよ。であれば、あえてこういう条項をつくる必要があるのか、この再度質問したことについてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今ここに契約の中に3社、このことにつきましては、そういう認識の中で皆様方はそういう債務補償といいますか、そういう中でここでそれぞれ甲乙協議ということでやっておるといふふうに私は認識しております。

それと、今言いましたように、この倒産した中において、それはいろんな中はこれ一たんもう契約が破棄される。その中で金融機関が恐らく債権になって処理をするといふふうに思っておりますけど、市としては裁判してでもその問題につきまして、どこか入ってくる、その運営というのはもうできなくなりますので、そこあたりはこれは金融機関との問題が一番ありますので、この件については金融機関まではうたっていないのも事実でございます。そういうことで、やはり私も土地を持っている中において、立っておって、またほかに入ってきたときは、また、新たな形の中の契約をしていく機会でない、私は、できないといふふうに認識しておりますので、そういうことで皆さん方もご理解してほしいといふふうに思っております。

詳細については、また課長のほうから答弁させます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

破産した場合に、先ほど金融機関と3者と

というようなことを申し上げましたけれども、当然金融機関がいろいろ方策を探る中で、市のほうの考え方、あるいは市としてのやっぱりこう、その後の事業のあり方というのを我々に協議する場、そういった場があった場合には解体せずにとということで、前提として、そういった協議の場があれば当然市としては、ホテル事業を続けるところがあれば、それはそれで、解体するよりも利益があるわけですから、ましてや破産するようなことであれば、解体も費用が出ないといふことでございますので、その新たな契約に至る以前に協議をする必要があるといふことでの、ちょっと言い回しが悪かったんですけども、そういった意味でございます。

それから、事業を一時的に中止した場合に、確かに、経営がうまくいかないんだからそういった悠長なことは難しいんじゃないかといふことでございますけれども、例えば、まあ、やり方としては、11条のところにホテルの賃貸というのがございまして、これは、いわゆるテナントのことでございます。そういった意味では、部門によってはレストラン部門をテナントで営業するとか、そういったことも当然可能性があるわけですから、この11条のところにホテルの賃貸というのは、営業の、当然、権利というのは共同企業体でやってるけれども、お客様の迷惑にならない温泉とか、あるいはレストランの部門を営業したりといふことでテナントを募集してするといふことも、この11条の中では、そのための賃貸ができるという規定はつくっているところでございます。

それから、例えば3社のうちの1社が、ア・ライズに限らず、例えばガストフなり坂本建設が撤退すると、事情は別としましても、この共同企業体から外れるといふような場合にどうなのかと。例えば、10条のほうに権利譲渡等の禁止といふのがございます。この

権利譲渡の禁止というのは、当然前提としては禁止をするわけですがけれども、譲渡については指定用途を承継する場合であって、市が特に認めた場合はこの限りでない。例えばホテルのノウハウを持ってるゲストが抜けた場合に、同じようにホテルのノウハウを持つところでもし参入しようとする場合には、その共同企業体の1社としてこの権利を譲渡されて、その共同企業体の経営ということも考えられるわけでございますので、その場合には市として特に認めた場合には、そういった共同企業体にほかの方と入れかわりということも想定しているところでございます。

○12番（漆島政人君）

課長は、私が質問した趣旨がわかっているのかな。事業を中止するような事態の解決策として、だからテナントを入れてるんだと。そういった契約ができる、テナント入れるようなことができる契約内容になってるんだということをおっしゃいましたよね。そんなのは私も見りゃわかりますよ。その事業形態でうまくいかなかったときにどうなる、一時休止するようなことになったときどうなるのかとお尋ねしてるのに、だからその解決策としてこういうのを入れてるんだと。やはり契約というのは自分のほうがいろんなことを想定して、住民のやっぱり財産ですので、問題なく、確実にこの30年間こういった民間に貸してやっていこうというのは、目的が達成されるような契約内容でないといけないわけですよ。それと、事業を一たんとめた場合に、どうなるのか、テナントを貸すとか何とか、そういうのは回答になりませんよ。どうするのか、そこをお尋ねします。

それと、先ほど、破産した場合は、市長の答弁では、一たんやはり契約が終了するから、もう一回新たな建物の所有者と銀行あたりとの協議になるだろうということでしたけど、最初、日置市が土地を貸すのと、貸してやっ

てくれという協議の状況と相当厳しい状況だと思えます。銀行というのは、あくまでも銀行経営を優先して、日置市のことより自分の経営というものを優先してやっていくわけですので、当然、こっちの意向は聞いても、それが入れてもらえるか、例えば全然ホテル事業とは関係ない事業所が手を挙げて、これだったらやっていきますよというふうになるかもしれません。そうなった場合に、日置市としてどうなるのか。例えば、まあ、そういうことはないと思いますけど、どうしても企業団地として土地を売る場合は、倒産すれば後どういう会社が来るだろうか、公害を出すような会社が来るんじゃないだろうとか、いろんなことを想定するわけですよ。だから、やっぱりそこは、まず市の土地に乗っかってる会社が破産したときに、それが、市が問題なく処理できるようなそういった方向性を最初の段階できちんとやっていかないといけないんじゃないかと、そのことについて、その一時休止と、その2つについて、もう1回お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

何度も申し上げましたとおり、破産とかいろんなのあれば一応この30年間の中において、まあ、20年間の中で出てきたとき私はこれ中止されると、私はそのとき、もしあったときは、私どもの土地ですので裁判でも差しどめをすると、そういう一つの覚悟の中でやっていく。そうしたら、やはりその経営というのは無茶なのは入ってこない。そういう覚悟の中でございますので、いろいろと今後また詳細な部分につきましては、議会のほうにもきちっとご報告申し上げていきたいというふうに思っております。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

休止の事案が、この契約でいきます16条の契約の解除というのがございますので、その契約の解除の条項として、契約に定める義

務に違反した、これは営業を続けることが本来のホテル事業としてのお互いに交わした契約でございますので、議員がご指摘のとおり休止の期間がある、それはもう営業しない、そのことは契約に定める義務に違反するということが該当するんじゃないかというようなことも当然あるわけですから、この条文の中ではこの義務に違反したと認めて、お互いにそれを確認した場合には解除ということも当然考えられるわけでございます。

○12番（漆島政人君）

済みません。もう3回質問しましたがその期間についてです。

○議長（成田 浩君）

はい。特別に許可します。

○12番（漆島政人君）

課長、その休止の期間はきちんと決めてないと、やっぱりその土地もお互いがいいようにやっていくとなれば、半年間はいいでしょうとか2カ月間がいいでしょうとかいう話が出てきますよ。そこは明確に期間をうたっていく必要があると思いますが、そのことについてはどうなのか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

ご指摘のとおりいろいろケースがあって、その期間もさまざまであると思います。そうした場合に、この契約の中で一つ一つ細かくうたうということがこの契約の条文中上可能であるのか、可能というか、ケースをいろいろ想定できるかということもあると思います。そういったことで、こういったいろいろ細かく決められないことについては甲乙協議をするということが、この契約の25条のほうにも書いてございますので、本来、それで、甲乙協議じゃなかなかわからないじゃないかということもあるかもしれませんが、また想定されることもいろいろケースがあると思いますので、答弁にならないかもしれませんが、その状況に応じた相手との協議をする

ということでございます。

○1番（黒田澄子さん）

先ほどの同僚議員さんのほうからこの10条について質問があったことに対して課長のほうから、例えばガストフが抜けた場合は、ホテル業の業種なら認めると。私が聞きたかったのは、市が特に認める場合はこの限りではないというのは、どのような権利譲渡が認められるというふうに市が想定されているのかな、というふうに質問したかったのですが、ホテルの業種なら認めると言われたのですが、これは例えば業種がきちんと決まっているわけでしょうか。この3社はいろんな業種さんが入っておられて、1社でたくさんの業種にかかわっておられるところがございますけれども、業種に対しての、どういう業種ならその権利譲渡ができるというふうに決めておられますか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

先ほど申し上げたのは一つの例でございます。例えばその共同企業体の中でホテル業務という事例を申し上げました。あくまでも、この事業に関してはホテル事業でございますので、共同企業体のほうがそのホテル事業を運営するに当たって必要な場合に、例えばA社とB社がかわるということがもしあって、市のほうでもそのことがホテル事業を運営する上で妥当性もしくは利益があるんだということが認めた場合には認める、というようなことの条項ということになると思います。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

済みません。私は今、業種についてお伺いしたんですけれども、市が認める業種というのが、ここには物すごくたくさんの、3社ではありますけれども、業種っていういろいろなお仕事をなさってますよね。今、ホテルと言われたんですけれども、そのホテルの業種のみ限定されるわけでしょうかというふうな

伺いをしたのですけれども、もう一度ご答弁
お願いします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

貸付条件のほうに飲食、宿泊、公衆浴場、
宴会等の事業の用ということでございますの
で、これを運営するに当たって、共同企業体
のほうがふさわしいというような会社が当然
想定されたということであれば、市としても、
先ほど申し上げたように、経営するに当たっ
て利益があるだろうと、認めるっていうこと
も想定されるわけでございます。

○1番（黒田澄子さん）

坂本建設さんなんかはホテル業種ではない
わけですよね。こういうところが権利譲渡を
したりとかっていうときには、坂本建設さん
みたいな人たちがって言ったらいけないです
けど、30年間のこのお仕事の中で建てると
きとかがほとんどのお仕事で、あとは、先ほ
ど言われたみたいに修繕関係を賄っていかれ
るのかなというふうに想定されるわけなんで
すけども、こういうところとの、このってな
ったときには建設業者じゃなくて、やっぱり
ホテル関係の業者っていうことで選定される
わけですか。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

坂本建設さんの場合には、本業は当然建設
業でございますけれども、公衆浴場の経営も
されてるということで、その泉源も管理する
面がございますので、そういったところのノ
ウハウも求めていらっしゃるんじゃないかと
思います。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○20番（佐藤彰矩君）

1点だけお尋ねいたします。一応この3社
の場合、非常に優秀な企業ということで認識
してるんですけども、この3社が企業体を組
まれるときに、一応それなりの決め事、まあ、
契約ですね、そういうものをつくられて、こ

の企業体をつくられたと気がいたしますけど
も、その契約とかこの決めの事的なものを確認
されているのか、もし確認されていれば、ち
よっとその辺についての説明をしていただき
たいと思います。この企業体、始まる前の一
番最初、初歩的なことでございますので、一
応確認させていただきます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

共同企業体としては、協定書を結んでいら
っしゃいます。平成21年10月28日付で
3社によります協定書ということで、それぞ
れの合意のもとに協定されまして、いろんな、
出資のことでありますとか、代理者の権限、
運営委員会の組織とか、そういったもろもろ
の条文による協定を結んでいらっしゃいます。

○20番（佐藤彰矩君）

その中で、一応連帯保証とか連帯責任、そ
ういうものについてはどのようなうたい方を
してあるかお尋ねいたします。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

協定書の中の9条というところで、構成員
の責任というのがございます。条文としまし
ては、「各構成員は、江口浜荘（仮称）の建
設、経営に関して連帯して責任を持って遂行
する。」ということで記載してございます。

○20番（佐藤彰矩君）

一応、そのような契約書がある以上は企業
体としての3社の連帯的な、平等な責任があ
るということで認識したいと思っております
けども、そういうことで、市長、いいでしょう
か。

○市長（宮路高光君）

今、課長が答弁したとおりでございませ
んので、今後いろいろと皆様方のご心配の中
で、いろいろなご質疑をいただきました。き
ょうのいろんなことも私ども真摯に受けとめ
ながら、いろいろさきも申し上げましたよ
うに、1年に1回は、皆様方にもご報告したり
、今後やっていきたいというふうに思ってお
ります。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

1つだけお聞きしたいと思います。送湯管のことについてお尋ねしたいと思います。既設泉源の部分から298m、ここは新しい部分に置きかえるというふうになっております。これは以前は、ここは古いというか、今までの既設の送湯管があった部分をかえるということでございますね。この地域、新設も含め、また既設泉源も含めて、高低差がかなりあったりするようでございますけれども、私も、こうしてよく江口浜荘のころから入らせていただいて、かなりちょっといろんな混じり物がお湯の中に入ったりしてた、そういう経験があります。で、修繕を何回かなさってもまたすると、そこ辺の部分が十分にこうしてちゃんとなされるという形であるのかどうなのか、この既設の部分であるんじゃないかなと、既設泉源からのこの298mのこの部分がこうしてかえられた理由、また、それから今までいろいろと問題があったんじゃないかなというところが、どこであって、そこが解決されているのかどうなのか、そこ辺がわかりましたらお知らせいただきたいと思っております。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

敷設がえを行います298mの区間でございますが、この区間は従来漏水が多発したところでございまして、その間については敷設がえが必要であろうということで、今回改修を行うところでございます。

それから、浴槽のほうに混じり物があったというようなことでございますけれども、基本的に江口浜荘につきましては循環をしておりましたので、その循環の中では不純物というのは一応除かれるということで、場合によっては循環器以降のパイプの中の汚れというの也被考えられるのかなというふうには思ってお

ります。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

そしたら、今までのいろいろな小さな礫、そういうようなものがあつたりもしたような気がしましたけれども、そういうのは、今回の場合は十分に、もう解決済みというふうで考えてもよろしいわけですね。確認の意味で……。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

市のほうでは、この敷地内までの、温泉を送るということで今回しまして、その敷地内の工事につきましては、この事業者のほうで、例えば循環器の機械でありますとか、そういったものを設置されますので、通常循環器を経由した場合には、汚れ等は余り出ないというのがそのつくりでございますので、その辺については、細かく循環器の構造等も確認しておりませんので、あるいは今後協議をする中で、そういったことにも配慮していただきたいということは申し添えたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午後0時06分休憩

午後1時00分開議

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。討論がありますので発言を許可します。

最初に、反対討論の発言を許可します。

○2番（山口初美さん）

私は、この市有財産の無償貸付について、反対の討論を行います。

私は、この案件について、可能な限り市民の皆さんの意見をお聞きしてきました。率直な話、それはいいことですね、という賛同や納得の意見は聞かれませんでした。そして、むしろ今、役所、市長さんには、市民の暮らしや地域経済を助けてもらいたいのに、これは市民が望んでいることとは違うんじゃないかというような意見が大半でした。

深刻な不況、地方財政危機のもとでありますから、もっと市民が喜ぶ、市の地域経済が元気になる施策が求められていると考えます。地方自治体は、自治法にありますように、住民の福祉の機関であります。また、江口浜荘がつくられた目的は、市民に対する福祉サービスのためだったわけです。ここが、指定管理者制度という民間への丸投げの結果が、総務省の通達になったのではないのでしょうか。民間に任せることによって、経営が結局うまくいわずに、全国でも、鹿児島県内でも、業者が撤退するという例が起きています。日置市でも経験済みなわけです。うまくいけばいいけれども、うまくいくとは限らないわけです。オープンしてすぐのころはお客さんも来るかもしれない。しかし、30年間ずっと経営がうまくいくという保証はどこにもないわけです。後から後から問題が出てくると予想せざるを得ません。地方債300億円を超す危機的な状況であります。そこに、無償で貸与するなどではなくて、幾らかでも財政収入の道を開いておくべきと考えます。お隣のい

ちき串木野市のさのさ荘は貸与料2,000万円が市に入ってくるようになっていきます。そして、それはさらにふやせる契約であるようです。

今、23年度から市民へは国保税の値上げなどが計画されています。その一方で、この特定の民間企業に、市民の貴重な財産である土地と温泉権を無償で貸し付けるということがやられようとしているわけです。私といたしましては、できるだけ財源をつくって国保税の引き下げをと願うわけです。

以上のような理由から私は、市民の皆さんの納得は到底得られないと考えます。

以上で、私の反対討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、賛成討論の発言を許可します。

○16番（池満 渉君）

午前中に、たくさん議員の皆さんから質疑がございました。この22名の議員の中で、これまでの江口浜荘に最も近いのは私でございますので。

昭和45、6年の開業当初、私はまだ議員でもありませんでしたが、江口浜荘に自転車でお米を納入しておりましたので、父が病気で配達できませんでしたので、配達した記憶がございます。結局、その当時は非常にこう状況もよくて繁盛をしておりましたけれども、ご承知のように施設の老朽化と、現在の経済状況などを踏まえて非常に厳しくなってきたと、ご承知のとおりであります。また、一般会計からも多額の運営の繰り入れをしておりました。

そういったことで、今回、耐震の調査などで、客を呼ぶ施設としてはどうだろうかという結果も出ての解体になったわけですが、民間の方々に、特定業社というのではなくて、応募をして幸いに1社あったこと自体、非常に、私は、恵まれたんじゃないかという気さえしております。たとえ無償であっても

市有財産でありましたので、これまでは固定資産税等は全く出なかったわけではありますが、今後は建物については固定資産税も入るわけですから、これまで以上に、幾らかの貢献はよりできるような気がいたします。

また、地域の方々は、私の住む東市来地域にとっては、湯之元温泉も旅館が廃業して非常にこうしなびていく中で、やっぱり宿泊や宴会や温泉がある施設をつくってほしいという声がいっぱいございました。私は、そういう市民の声を聞いております。そして、そのやり方についても、行政がやらなくても民間がやっても同じようなサービスが市民に提供できるならば、その方法は構わないんじゃないかという言葉さえ聞かれています。これからは、大変厳しい中でこの江口浜荘の、このような土地の貸与に限らず、今後、行政が本来やらなければならないこと、あるいは民間に任さなければならないことなどを、しっかりと精査していく必要があるだろうと思っております。その先鞭としても、今回のこの無償貸与については、私は大変いいことだろうというふうに思います。

また、市長の説明でもありましたが、地元には幾らかの雇用も発生をするでありましょうし、観光の面からも吹上浜一帯の一つの観光施設としては魅力あるものになっていくだろうと思っております。民間の経営が、果たして今後どうだろうかという懸念をする声はございましたが、それなりに民間の方々にはノウハウをお持ちでございますし、借財はその会社に直接かかってくるものでありますので、必死になって努力をされるものと期待をしております。

以上のような理由から賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第1号は、可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立多数です。したがって、議案第1号は可決されました。

△日程第4 議案第2号平成22年度日置市一般会計補正予算（第10号）

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第2号平成22年度日置市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第2号は、平成22年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,891万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億4,735万5,000円とするものであります。

補正予算の概要は、国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」に基づく補正予算による「きめ細かな交付金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等を活用した経済対策事業の予算措置による増額補正であります。

今回の経済対策では、5億2,500万円余りを追加計上しようとして準備を進めておりますが、特に今年度、早目に執行する予定の事業を中心に2,891万円を増額計上いたしました。

歳入では、地方交付税で普通交付税を2,314万5,000円の増額、国庫支出金の国庫補助金で、「きめ細かな交付金」を

90万円、「住民生活に光をそそぐ交付金」を282万円の増額、県支出金の県補助金で中山間地域対策事業費県補助金の事業採択により178万9,000円の増額、産地づくり対策事業費県補助金の事業採択により25万6,000円を増額計上いたしました。

歳出では、総務費の総務管理費で芸術家招聘による地域振興事業の報償費5万円の増額、総合相談窓口設置事業の設置経費58万円を増額計上いたしました。

衛生費の保健衛生費では、母子保健事業の賃金を27万5,000円増額計上いたしました。

農林水産業費の農業費で、中山間地域対策事業費及び産地づくり対策事業費の事業採択に伴い306万7,000円の増額、県営かんがい排水対策事業の事業費の追加により1,984万5,000円を増額計上いたしました。

商工費では、消費者行政啓発事業の電話ホットラインの開設や啓発経費等509万3,000円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

この補正予算の説明資料の中で質疑いたします。

まず3ページ、農業振興費の中で負担金補助金補助及び交付金事業主体吹上町田尻そば生産部会、それからその下の地域づくり対策事業費、事業主体田代ビレッジサポート組合、これは大豆なんですけど、この2つの事業主体のそれぞれのメンバーとか規模とか生産額とか、具体的に概要をちょっと知らせてほしい。

それから、その下の農地費県営かんがい排水事業、これは日吉町分なんですけど、この

事業の進捗状況と現状を具体的に、わかりやすく説明していただきたい。

それから、4ページの商工総務費、消費者行政契約事業、これはここに書いてあります大体の事業内容の予想はつくんですけども、この事業の目的と、それからその概要、そこから辺もうちょっとわかりやすく具体的に説明していただきたい。

以上、3点。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問のありました、田尻のそば生産部会のほうからですけれども、現在栽培面積を41ヘクタール栽培しております。そのうちこの田尻そば生産部会の会員が8名おられて、年間の生産額が624万円というふうになっております。

それから、田代のビレッジサポートのほうですけれども、田代のビレッジサポートのほうは大豆を12ヘクタール栽培しております。受益戸数は16戸というふうなことでございます。

それから、生産額等ですけれども、平成22年度は夏の湿害等がございまして、大豆が非常に生育が悪かったというふうなことで、22年度は60万円ぐらいの大豆の販売になっているかと思えます。ただ、21年度は200万円を超える販売額等をやっているということでございます。

それから、県営かんがい排水事業の進捗というふうなことでございましたけれども、平成13年度から平成23年度を工事期間といたしまして現在進めております。全体の事業費用21億3,300万円ということで、平成22年度末で計算をしますと、進捗率が93.1%となっているようでございます。平成23年度につきましては、全体の事業費を今のところ1億4,000万円程度で計画しているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

商工総務費の消費者行政に関する事業の目的、概要でございますが、今回の補正につきましては、主に2つのものがございまして、一つは電話のホットラインの設置、それからもう一つはこれらに伴う啓発、の2つが大きなものでございます。

ホットラインの設置につきましては、従来市民の皆様方が、相談の電話をされた場合には、交換を通じて商工観光課のほうにつないでいただくということでございました。

しかし、いろんな急ぐ場合、あるいは慌て、とにかく連絡しないといけない、そういった場合に各家庭にシール等を配りまして、ホットラインがあることの周知を行い、その電話番号が直接、相談員のところにかかってくるということでの機器等の設置をするものでございます。

また、さらにパンフレットあるいはステッカー等の啓発とあわせまして、庁舎に来庁されましたお客様が手続等の合間の時間、この待ち時間に庁舎のテレビを見ていただいて、このテレビの中で消費生活に関するいろいろな啓発のDVD等を流して、注意喚起を図っていただくというようなことの機器購入も計上しているものでございます。

以上でございます。

○5番（上園哲生君）

今回の補正予算の中で歳出の一番大きなものは、この説明資料の3ページから4ページの下の方に記載がございまして、県営かんがい排水事業の負担金の問題であります。ここにも少し記載がしてございますけれども、6月の議会で当初の計画が5,000万円、それに伴う負担金が1,012万5,000円、事業確定ということで6月議会で可決をいただきました。

その後、今回の補正におきまして、当初の2倍近くの事業費、そして、負担金になって

るわけですがけれども、この6月から今回の補正追加までの間にどういうその状況の推移があったのか、まず、そのことについて、ご説明いただきたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問の件ですがけれども、6月議会で当初22年度の事業費につきましては、5,000万円というふうな形で予定をさせていただいておりました。ただ、従来の計画では、本来22年度は約1億円というふうな事業費で県のほうには要望しておったわけなんですけれども、平成22年度の農業関係予算、土地改良事業、農業農村整備事業予算につきましては、対前年比7割減というふうなことで、3割ぐらいしか前年比、鹿児島県に予算が配分してなかったようでございます。

そういう中で、県としましても繰り入れとかいろんなことをしまして、県全体で、21年度対比で約50%ぐらいの予算を確保してきたと。その中で配分した場合には、継続事業をまず早く完成させようということ、中でも日吉には当初5,000万円というふうな形でしか割り当てが来ませんでした。その後、国のまた補正等受けまして、今回9,800万円程度の追加事業費が来たわけなんですけれども、これにつきましては、県営かん排につきましては、平成23年度をもって終了させようというふうな思いがございました。

残事業費が22年度、23年度で約3億円残っておりますので、今回の5,000万円から約1億円ぐらい増加して1億4,800万円ぐらいになってるわけなんですけれども、23年度中にも、できるだけ早く終わらせたいというふうなことで、ポンプ揚水を、ポンプで上げるわけですが、ポンプアップをする際に、今回、電圧に非常に変動が生じるというふうなことで、このポンプをした場合には、九電として電気を送れないというふう

な話になりまして、そのため、その電圧を安定させるための電圧の抑制装置というふうなものを今回9,800万円の中でするために、事業費の増というふうになったわけでございます。

以上です。

○5番（上園哲生君）

この事業費の推移につきましては、よく理解ができたわけですが、以前から、今度、県営かんがい排水事業はずるずると言うところであれですが、時期が延びてしまっていて、もうおとしになります。おとしは漏水が起こりまして、そして、試験的送水ということで田んぼに水を入れたわけですが、そのころの議論は22年度までで事業を終わって、23年の4月から本格的な送水供用開始というような予定であったわけですが、今の説明では、今進捗率が93.1%と、23年度中に事業を終わってということになりますと、本格的な送水を24年度からということの計画での理解でよろしいでしょうか。そこをちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

県営かんがい排水事業につきましては、平成21年度にまず事業計画の見直しを進めております。従来の受益面積から少し面積が狭くなったということ等もあったり、あるいは送水管、管の大きさなんかを小さくしてもいいんじゃないかというふうなこともありまして、21年度に計画を変更しまして、先ほど言いましたように21億3,300万円の事業費にしたところでございます。その中で現在、23年度中の完成を目指して事業しておりますけれども、また来年度も農業農村整備事業の国の予算というものが、非常に今のところ少ないのかなというふうなことをば心配しております。結果的に22年度のベースの1億5,000万円程度事業費が配分された

場合には、23年度中の工事は完了するというふうに思います。ただ、そこが少しまだ未確定要素ですけれども、基本的には24年3月の工事完成を目指したいというふうに思います。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○18番（長野瑛や子さん）

今の農業費の農地費の件であります。1,984万5,000円、今回、年度初めに執行する予定の事業を中心ということなんですけど、工期等に影響はないのか、年度末に終わるつもりなのか、あと5億2,500万円、これは市長にお聞きしますが、これはまた3月ということは追加計上、ここあたりは多分繰り越しになると思うんですけど、この辺のちょっと説明をお願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今さっき県営事業につきましては、課長のほうが説明申し上げまして、今後のそれぞれの予算配分の中でやっていかなきゃならない、今回の補正が3月30日まで入札をしなければならぬと、これが一つ条件が付きまして、そういう中におきまして私どもは負担金という形で県のほうに出します。明許繰り越しができれば一緒にしなきゃよかったわけですが、明許繰り越しはできなくて、入札をしたものだけしか補正がつかないという一つの条件がございましたので、今回このようにちょっと1,900万円程度、大変負担的な、苦しいわけですが、このような状況になったというふうにご理解してほしいと思っております。

また、さっき申し上げましたとおり、今回補正をそれぞれ組んだわけですが、さきも申し上げましたとおり、総体で5億2,000万円程度ということでございました。この中には、「きめ細かな交付金」また

「住民生活に光をそそぐ交付金」今回は2つに分かれておりまして、今私ども内示をいただいておりますのは、「きめ細かな」のが約2億4,000万円程度、また、「住民生活に光をそそぐ」は約3,800万円程度ということで、第1次内示というのをいただいております。そういう中におきまして、特に今後は明許繰り越しをするものと、とりあえずこの3月まで執行ができるもの、こういうものを仕分けをさせていただき、また5億幾らの中を1日のできるわけでもなく、やはりきちっと委員会付託もして、議員の皆様方がそれぞれ内容をもう少し詳しくするという関係の中で、今回はこのように2,891万円という形を、まあ、出し方は中途半端な額かもしれないわけですが、残りにつきましては、基本的には明許繰り越しをしてやっていくんだという、そういうお考えの中でいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○農林水産課長（瀬川利英君）

工期の関係で質問があったかと思っておりますけれども、今回の追加補正を見込みまして、県のほうは事業を進めているところでございます。この後の、例えば変更あるいは再配等もあるかもしれません。場合によっては繰り越しというふうな形もあるかもしれませんけれども、現在のところ、22年度分については22年度中の予定で進めております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

お尋ねします。

今回、臨時議会の中で緊急的にいいますか、取り扱うべき事柄については、まだあと残りの分は明繰でということはおわかりました。そのところはご説明いただきましたが、数件、県の3月31日までの入札の件以外のソ

フトが今度入ってますが、これについて少し伺います。

男女共同参画の問題については、啓発の部分とかそれとか相談業務の、特に専用電話の件ですね、これを今回このようにしていくということは、これまで課題になっていました、相談業務については独立した形でやるべきだということがありました。それも踏まえてのことだと思えるんですけども、これをどんな形で設置して、23年度に向けて、これまでと違ったどのような展開があるのかなのか、そこを例えれば担当の、これは今企画のほうにありますか、そこで電話が1台ふえて、これまでと余り変わらないけど、一応それを専用電話とするんだということぐらいであるのか、それとも担当が非常にその線を使って、特に、兼務であったものなんかがもう少し専従のウエートを上げてどうかするのかなとか、極端に言うと週何日間かは人をまた入れてでも何かやろうとしているのか、今回この件についてその整備する、その先に事業展開をどのように見ておられるのか、そこをお伺いをしたいと思います。

それと似た感じで、商工観光のほうも、消費者の啓発事業が今度同じような感じで整備がなされます。そうしますと、この消費者の問題につきましても相談員はいますが、ほかの皆さんの部署のところいらっしゃるわけで、机も同じようなところであって部屋が欲しいとか、いろいろもう少しきちっと対応できるところもあつたらいいんじゃないかとかが出てくる中で、今回これだけのお金をかけてしていくわけで、一時的にするのか、それとも23年度に向けて新しい展開があるのかなのか、そこもこの残された期間の間に整備をする意味、そこら辺のところをお尋ねをしたい。

それから、3つ目には、もし、健康診査事業が入っています。これは既存の事業を拡充

する事業も母子健康推進事業費には充てられていますが、新しいところでの、フォロー充実のところでも、新規のものが入ったりしますが、乳幼児施策、子育て支援策の中では大変重要な位置づけになると思いますが、今後に向けて今ここを整備し、短期的に補充できくというものではないものだけに、今ここで補正を組んで来年度に備えるという意味を、この3点について、もう少し具体的に説明をいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

今回の補正の中で、この「住民生活に光をそそぐ交付金」、今3,800万円ということ、第1配分ではございましたけど、私どもは今、約5,800万円程度国のほうに上げておきまして、これが第2次という、今この部分について約500億円の金額を県・市町村に配分しておきまして、まだ残りがあるということでございます。基本的には3月にやはりこの人権費を含めた中におきまして、この事業を使って基金を創設をさせていただきます。この事業を使って23年度、24年度に執行すればいいということでございますので、先般1番議員のほうも話ございましたとおり、場所の問題、また人の問題、こういう人件費に、こういうものについては充てていきたいという、こういう大まかな今後のスケジュールの中で、3月までとりあえず準備をしていくものが今これだけだという部分で、ここに計上しております。

また、詳細については担当課長のほうで補足説明をしていただきますので、お願いします。

○企画課長兼地域づくり課長（上園博文君）

補足してご説明申し上げます。

予算の説明資料の中には、小さいところのカード台紙あるいはポスター台紙、今ご指摘のありました電話回線、こういったものの内容でございますけれども、具体的にはDV対

策に向けての入り口でございます。したがって、23年度、24年度にかけましては、今市長が申し上げましたとおり、専門指導員を配置しまして、こういった非常に困ってらっしゃる女性の方々への対策を講じていくという計画でございます。

なお、今市長が申し上げましたとおり、専門の部屋につきましては今検討中でございます。

以上でございます。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

消費生活に関する相談室のことでございますが、相談員が月18日雇用ということで、ほとんど毎日常勤しております。相談室につきましては、平成21年度の県の基金事業におきまして、商工観光課のすぐ隣のほうに独立した相談室を設けてございます。相談室と相談員の距離というのはすぐ近くでございますので、お客様が見えたら、その相談室のほうにご案内してやりとりすると。この電話につきましては、業者のほうへのあっせんするときなんかは直接電話する。で、内容の契約書等のやりとりをファクスを送ったりする。そういったことも業務として当然必要なもので、より相談業務が円滑に進められるという利点がございますので、今回専用の電話、さらに、先ほど申し上げたように、市民の皆さん方からのそういった相談も受け付けるということもでございます。

以上でございます。

○健康保険課長（大園俊昭君）

要支援児のフォローの充実拡大でございますけれども、支援を要します発達障害のある方ですが、この方につきましては、近年、自閉症とかあるいはアスペルガー症候群と、こういったことで、外見ではわかりにくいけれども、発達障害が増加の傾向にある状況でございます。この発達障害にある子供さんにつきましては、健診時の問診とかあるいは集団

生活の中で注意深く観察することによりまして、以前より発見がしやすいというような状況でございます。

このことから、日置市におきましては5歳児の歯科検診におきまして、臨床心理士を配置いたしまして当たっておりますけれども、今年度からは3歳児半の健診あるいは1歳児半の健診で臨床心理士を配置いたしております。その中で、発達障害にある子供さんの早期の発見ということに努めていることとございますけれども、今回上げました要支援児のフォローの充実拡大につきましては、本来は平成23年度からの事業ということで考えておりましたけれども、やはり早期に支援を受ける子供さんを発見するということは何よりも必要だということで、今回23年度の事業を前倒しを行いまして、本年度の2月から事業については取り組みをしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○8番（花木千鶴さん）

大体今の説明で来年度に向けての準備をするという形でよくわかりました。

ただ、最後の健診等に係るフォローの件ですが、人については23年度になって、先ほどの基金のことも含めて、人材についてはいろいろ検討はなさるんだと思うんですが、それはそれで当初予算の中で、きちんとした体制は読み取らないといけないんだと思うんですが、それはそのときとして、今年度のこの事業の中で臨床心理の人たちとか、そういうものについては前倒しの部分がもう少しわかるように、もう新年度を待たずに今年度の中で補充する、残された数カ月間できちんこの分はもう早目に早めにやっていくという、そのこともう少し具体的に、こんなことをしていこうとしているんだということ、もう少しわかるように説明いただけませんか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

今回補正で計上してございますのが、筆耕賃金ということでこちらにつきましては、要支援児のフォロー充実拡大に伴います筆耕の雇用ということでございますが、この筆耕につきましては、現在健診等行いまして、その結果の入力、あるいは整理等行うということで、2月と3月にかけてまして14日間雇用するというところでございます。

また、一般賃金のほうで保健師の賃金ということで計上してございますけれども、こちらにつきましては、実際のフォローに当たります保健師の雇用ということでございまして、電話等での対応とか、あるいは保育園との連絡調整を担当いたします臨時の保健師を、本庁と各支所で延べ28日間雇用するというところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

これで、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。

午後 1 時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 松尾 公裕

日置市議会議員 佐藤 彰矩